

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

2024 年 10 月

合同会社八峰能代沖洋上風力

【目 次】

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	5
別紙1	21
別紙2	23
別紙3	26
別紙4	29
別紙5	30
別紙6	31
別紙7	32

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して37日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2024年8月8日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

2024年8月8日（木）付の秋田魁新報（朝刊）、北羽新報（朝刊）に公告を掲載した。なお、2024年8月8日（木）付の公告内容に一部、誤りがあったため、2024年8月9日（金）付の秋田魁新報（朝刊）、北羽新報（朝刊）にて、訂正内容を公告した。（別紙1参照）

② 事業者のウェブサイトへの掲載

2024年8月8日（木）から2024年9月13日（金）に、事業者である合同会社八峰能代沖洋上風力の代表企業ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社のウェブサイト、準備書の縦覧について公告した。（別紙2参照）

・ <https://www.eneos-re.com/>

③ 関係地方公共団体の広報・ウェブサイトへの掲載

以下の関係地方公共団体の広報・ウェブサイトにお知らせを掲載した。

- ・ 秋田県ウェブサイト（別紙3参照）
- ・ 八峰町広報「広報はっぼう」2024年8月号、9月号（別紙4参照）
- ・ 能代市広報「広報のしろ」2024年8月号（別紙5参照）

(3) 縦覧場所

① 関係地方公共団体庁舎等での縦覧

下記に示す関係地方公共団体庁舎にて、縦覧を実施した。（別紙6）

- ・ 八峰町役場 商工観光課カウンター
- ・ 能代市役所 行政情報コーナー

② 事業者ウェブサイトでの電子縦覧（別紙3参照）

事業者である合同会社八峰能代沖洋上風力の代表企業ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社のウェブサイトにて、電子縦覧を実施した。

・ <https://www.eneos-re.com/>

（4）縦覧期間

① 縦覧期間

2024年8月8日（木）から2024年9月13日（金）まで

② 縦覧時間

関係自治体庁舎での縦覧可能時間は開庁時とした。なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中は終日アクセス可能な状態とした。

（5）縦覧者数

① 縦覧者名簿の記載人数

総縦覧者数は合計4名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

・ 八峰町役場 商工観光課カウンター	: 1名
・ 能代市役所 行政情報コーナー	: 3名
	計: 4名

② 事業者ウェブサイトへのアクセス数

・ アクセス数: 1,017回

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するため、以下に示す場所・日時にて説明会を開催した。

(1) 八峰町

① 開催場所

八峰町文化交流センター ファガス

② 開催日時

2024 年 8 月 23 日（金） 午後 6:30 から午後 8:30 まで

③ 説明会参加者

11 名

(2) 能代市

① 開催場所

能代山本広域交流センター

② 開催日時

2024 年 8 月 24 日（土） 午前 10:00 から正午まで

③ 説明会参加者

21 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受付けた。

(1) 意見書の提出期間

2024年8月8日（木）から2024年9月27日（金）までとした。
（郵送の場合は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法（別紙7参照）

- ・縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は5通であった。

- ・意見箱 : 2通（県内2名、県外0名）
- ・郵送 : 3通（県内1名、県外2名）

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は5通（5名）で計22件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の6第12項の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

表1 住民等からの意見の概要及び事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1	環境影響の評価が海岸線から1km以上の離隔で比較していることがきわめて生活環境に近すぎていることを考えていない。 白神ウインド 25 基 4,200kW が現存しているが、4,200kW の4倍に近い15,000kW は巨大すぎる。 沢目駅での振動を基準にしているが、海岸線には松波苑の特別養護老人ホーム、また、二列目の海岸の最先端は八森の海光苑に近い。 海底ケーブルを今までにない356,000kW を電流が流れることで、魚の影響がないわけがない。魚がとれないことに拍車をかけていることによって、あまりに生活圏内に風力巨大が建つことは反対。	「発電所アセス省令」（平成10年通商産業省令第54号）及び「発電所アセス省令」の考え方を解説した「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）において、「環境影響を受ける範囲と認められる地域」は基本的に対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲内の区域とされており、その理由は「工事中及び供用後の騒音・振動の影響が距離により減衰していくことから、工事場所から1km離れれば影響はほとんど及ばないことを考慮し、1kmと定めている」としています。これに対して本事業においては、できる限り騒音・超低周波音、風車の影、景観等への影響を低減することに配慮し、風車は海岸線から約2.2km、最寄りの住居地区の八峰町沢目から約2.7km離隔しております。 本準備書 p. 10. 1. 1-1～3 のとおり、騒音・超低周波音・振動の現地調査は沢目駅周辺（N1）で実施しておりますが、同 N1 地点より海側の沿岸部に位置する住宅地の N1' 地点についても騒音・超低周波音・振動の予測を実施しております（準備書 p. 10. 1. 1-34～36、10. 1. 1-61、10. 1. 2-16、10. 1. 3-15 参照）。 本事業の風車機種・配置に基づき風車稼働時の騒音・超低周波音を予測した結果、風車稼働時の騒音は環境省が示す指針値（「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年））を3～5dB、風車稼働時の超低周波音は人間の感覚閾値を30～34dB、それぞれ下回っております。N1' 地点と最寄りの風車との距離は約2.7kmですが、特別養護老人ホーム松波苑と最寄りの風車との距離は約

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		2. 8km、特別養護老人ホーム海光苑最寄りの風車との距離は約 5. 0km であるため、騒音・超低周波音の影響は N1' 地点と同等または N1' 地点より小さいと考えられます。 モノパイル打設の騒音については、騒音低減措置を採用することにより、すべての予測地点で環境基準を下回ると予測されました。ただし、音源の不明な音が数時間連続することにより不安を感じることが予想されるため、モノパイル基礎打設工事の開始前に作業時間や作業内容について周辺住民、地元自治体等に丁寧に周知、説明を行う計画です。また、モノパイル打設時の振動については、海岸沿いの全陸域部において人の感覚閾値を大きく下回ると予測されており、影響は小さいと考えられます。 海外知見を整理した文献^注においては、海底ケーブルの電磁界が海生生物に及ぼす影響は小さい、または限定的とされています。 本事業が魚類等に与える影響については、できる限り回避または低減するよう適切な環境保全措置を講じ、風車稼働時における魚類の状況は事後調査で確認していく計画です。 注) 百田恭輔・島隆夫 (2023) : 洋上風力発電所の建設・稼働時における海生生物及び漁業への影響に関する文献調査 海生研研報 第 29 号 公益財団法人 海洋生物環境研究所 https://www.kaiseiken.or.jp/publish/reports/lib/2023_29_01.pdf
2	御社の環境アセス「準備書」による計画では、ブレード最下端と海面の距離が、27m となっており御社が、2019 年の環境アセス「方法書」の住民説明会は、風車出力 8MW でありましたが、ブレード最下端と海面の距離が 37m を確保されておりました。 而るに、今回の「準備書」によると、風車出力が 15MW と 2 倍近くになりましたが、ブレード最下端と海面との距離が 27m となっており、10m も海面に近接することになりました。バードストライクの増加や船舶の航行に支障をきたす恐れがあります。	「洋上風力発電設備の技術基準の統一的解説」において、風車ローター最下端の高さから海面までの距離は既往最高潮位において 22. 0m を確保することが示されています。本事業のローター最下端の高さは、最低水位からの高さが 27. 3m であり、本事業実施区域の既往最高潮位は能代港における観測結果から 1. 46m であるため、既往最高潮位からの高さは 25. 84m となり、この値以上を確保すべき値を上回っています。また、2020 年 7 月から 11 月にかけて実施され

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		た航行安全委員会において、ウィンドファーム内は自由航行という前提で航行安全に係る影響等が調査・検討されました。この時のローター最下端高さは 26.54m ですが、航行環境への影響は『22m 以上が確保されていることから、航行の安全において支障ないとする』と結論されました。 方法書の時点より海面には近くなっているものの、航行安全委員会開催時と同様に 22m 以上の確保は変更ありませんので、引き続きローター最下端高さが航行安全に与える影響は極めて限定的と考えています。 なお、バードストライクについては、現地調査のスポットセンサス調査・定点調査において、鳥類の重要種・渡り鳥の風車ブレード高さ（高度 M）の飛翔は確認されているものの、p. 10. 1. 8-128～180 の飛翔図のとおり、本事業の風車設置予定位置である沖合への飛翔数は多くありません。また、現地調査の船舶トランセクトライン調査において、対象事業実施区域内で鳥類の重要種・渡り鳥が確認されているものの、p. 10. 1. 8-104～106 のとおり、飛翔高度は高度 S（水面）または高度 L（水面～27m 高（風車ブレード下端）まで）が多くなっております。本事業の風車機種・配置及び現地調査結果に基づく重要種の推定年間衝突回数の予測結果は、準備書 p. 10. 1. 8-195 のとおり、環境省モデルで 0～0.095 回/年、由井・島田の球体モデルで 0～0.20 回/年となっており、いずれの種も発電所全体で 5 年に 1 羽以下となりました。また、施設の稼働時の環境保全措置として、航空障害灯及び設備灯に鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用し、餌となる魚類の誘因及び鳥類等が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するためにライトアップは行わない計画としています。また、バードストライクの事後調査を行い、予測結果の妥当性や環境保全措置の有効性を確認する計画です。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
3	「ミサゴ」(準絶滅危惧種)は、御社が計画している洋上風力発電事業地に接続している一級河川「米代川」河口付近でよく見られる鳥で餌場が広く、陸上では、沼田地区海岸から「風の松原」海岸まで生息している地域です。その貴重な鳥が、沼田地区海岸の風車により 2019 年から 2022 年までに 3 羽。「風の松原」海岸では、風車のリブレース後 1 羽のバードストライクが判明し、4 年間で 4 羽が犠牲になっておりこれ以上の犠牲が続けば米代川付近では、「ミサゴ」の絶滅が危惧される状況です。 御社の調査でも、ブレード回転内での「ミサゴ」を含む重要種がバードストライクにより多く犠牲になる結果が出ています。専門家が推奨しているブレード最下端と海面の距離を 50m とするよう再考を求めます。	現地調査のスポットセンサス調査・定点調査でミサゴの風車ブレード高さ(高度 M)の飛翔は確認されているものの、p. 10. 1. 8-165~168 の飛翔図のとおり、飛翔位置は米代川周辺及び海岸周辺が主であり、本事業の風車設置予定位置である沖合への飛翔数は、これらの河口及び海岸周辺部に比べてきわめて僅少です。 本事業の風車機種・配置及び現地調査結果に基づくミサゴの推定年間衝突回数の予測結果は環境省モデルで 0.024 回/年、由井・島田の球体モデルで 0.061~0.092 回/年と、本事業の発電所全体でも 10 年に 1 羽未満となりました。 また、準備書 p10. 5-5 のとおり、鳥類の有識者にもミサゴが風車設置位置の沖合へ飛来することは稀であるのご意見をいただいております。
4	御社の環境アセス「準備書」による計画では、各風車の洗堀防止用に使用されるフィルターユニットに使用される石材は、仕様により計算すると総合計 5,306 個 39,563 トンとなります。採石場は、男鹿市寒風山付近を予定しているようで、約 4 万トンの石材をピーク時 10 トン車を 25 台 4 往復(1 日 1,000 トン)としていますが、全量搬入に 40 日を必要とすると共に、沿線は狭隘な道路であり、渋滞や騒音、砂埃を早朝から夜まで運行する計画そのものが沿線住民の生活を脅かす無謀な計画でありますので、他の方法を検討いただきたい。	採石場周辺では道路交通騒音及び交通量の現地調査を実施しておりませんが、「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(国土交通省)のデータを確認したところ、男鹿市の採石場に近い国道 101 号の交通量は 904 台/12 時間(うち大型車 141 台/12 時間)、1,012 台/24 時間(うち大型車 159 台/24 時間)です。このデータを基に工事時の将来騒音予測計算を実施したところ、現況からの増加は 1~2dB 程度と予測され、影響は軽微と考えております。また、工事車両の走行は日曜日を除く 7~18 時に限定する計画です。 本事業においては、工事用資材等の搬出入車両の走行に伴う渋滞、騒音、粉じんを回避・低減するため、以下の環境保全措置を実施する計画です。 ・周辺道路の交通量を適切に把握・考慮し、可能な限りピーク時の走行を避けるよう調整。 ・走行中の法定速度の遵守、定常走行の指導、急発進・急加速の回避、アイドリングストップ等の励行。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		・定期的な会議等による環境保全措置の工事関係者への周知徹底。
5	現在、御社の計画している「八峰能代沖洋上風力発電事業地」に隣接している「能代港洋上風力発電所」では運転開始後8カ月で2度にわたるオイル漏れが発生し、一部が海上に漏れ出しました。御社の風車からは、このような油等の漏洩事故により海を汚染することがないように管理して下さい。	本事業に隣接する「能代港洋上風力発電所」における漏油の原因は人為的ミスであることが公表されています。 本事業で採用する風車は「能代港洋上風力発電所」の風車と同じ風車メーカーですが、メーカーからは再発防止のために現場作業管理の改善・強化に取り組んでいる旨を聞いております。 本事業で採用する風車機種は能代港洋上風力発電所の機種と比較して、より強固な設計を採用しており、万が一、機器から油類が漏洩した場合も風車内にとどまり、通常は風車外部に流出させない設計となっています。また、定期点検等により故障及び油漏れを未然に防ぐよう努めます。
6	風車の巨大化について 当初の「方法書」では1基8,000kWとしていたが、「準備書」では15,000kWに変更になった。世界で同程度の風車の稼働状況を確認。ドイツでは離岸距離37kmと答弁。当計画は離岸距離2kmとあまりに違いすぎる。“痛み”は感じないのかと問う。欧州では近距離に作れる場所が無い……。デタラメな答弁をした。 地元住民を愚弄する発言に、発電を担う事業者として、不適格である。事業からの撤退を願う。	本事業の風車機種については、2018年8月に届出を行った方法書（その1）においては、風車の単機出力を8,000kWとしていましたが、その後、風車メーカーによる大型機種の導入が進み、8,000kW機の製造は中止され、2021年8月に届出を行った方法書（その2）においては風車機種の候補を12,000kW～15,000kWとしていました。その中から、設備自体の信頼性、環境及び社会的影響、風車メーカーの信頼性、事業採算性、サプライチェーン等の観点から検討し、ClassTの型式認証を取得済みであること、漁業関係者から要望されている2列配置を実現できる点、風車メーカーが国内洋上風力発電事業のClassNK認証の審査協力経験を有している点、日本及びサイト特性を踏まえた構造設計である点等から、総合的に信頼性の高いVestas社の15,000kW機を採用したものです。 本事業の事業実施区域は、再エネ海域利用法に基づき国が指定した促進区域内と同範囲で設定しています。風車配置は促進区域内において

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		住居からの離隔をできるだけ確保して設定しています。 なお、欧州においては、英国を例とすると、洋上風力開発の初期（Round1）では海岸線から2～11km程度の距離で建設が行われています。その中でも、Scroby Sands では2.5km、Teesside Wind Farm では1.5kmの距離に建設されています。欧州の現状としては、風況の良い遠浅の海が広がっていることから、開発が進むなかで離岸距離の長い洋上風力発電所が多くなっていますが、オランダの Noordoostpolder における離岸距離が最短0.6kmである事例もあります。その他にも離岸距離が短いウィンドファームは存在しており、英国の Aberdeen Offshore は海岸線から2.4kmの距離に建っています。また、デンマークの Lillebælt Syd では、海岸線から2～3km程度の距離で10,000kW以上の風車の建設が計画されています。
7	風車の海面とブレード下端の高さについて 当初の「方法書」では1基8,000kWでは37mあり、「準備書」の15,000kWでは27mと10mも低くなった。理由を問うたがまともな回答を得られず。バードストライクの増大や船舶の航行の安全性が損なわれる恐れあり。（他事業者は30mを確保） 妥当性は何か、明確な回答と設計のやり直しを求める。	「洋上風力発電設備の技術基準の統一的解説」において、風車ローター最下端の高さから海面までの距離は既往最高潮位において22.0mを確保することが示されています。本事業のローター最下端の高さは、最低水位からの高さが27.3mであり、本事業実施区域の既往最高潮位は能代港における観測結果から1.46mであるため、既往最高潮位からの高さは25.84mとなり、この値以上を確保すべき値を上回っています。 また、2020年7月から11月にかけて実施された航行安全委員会において、ウィンドファーム内は自由航行という前提で航行安全に係る影響等が調査・検討されました。この時のローター最下端高さは26.54mでしたが、航行環境への影響は『22m以上が確保されていることから、航行の安全において支障ないと考える』と結論されました。 方法書の時点より海面には近くなっているも

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		の、航行安全委員会開催時と同様に 22m 以上の確保は変更ありませんので、引き続きローター最下端高さが航行安全に与える影響は極めて限定的と考えています。 なお、バードストライクについては、現地調査のスポットセンサス調査・定点調査において、鳥類の重要種・渡り鳥の風車ブレード高さ（高度 M）の飛翔は確認されているものの、p. 10. 1. 8-128～180 の飛翔図のとおり、本事業の風車設置予定位置である沖合への飛翔数は多くありません。また、現地調査の船舶トランセクトライン調査において、対象事業実施区域内で鳥類の重要種・渡り鳥が確認されているものの、p. 10. 1. 8-104～106 のとおり、飛翔高度は高度 S（水面）または高度 L（水面～27m 高（風車ブレード下端）まで）が多くなっております。本事業の風車機種・配置及び現地調査結果に基づく重要種の推定年間衝突回数の予測結果は、準備書 p. 10. 1. 8-195 のとおり、環境省モデルで 0～0. 095 回/年、由井・島田の球体モデルで 0～0. 20 回/年となっており、いずれの種も発電所全体で 5 年に 1 羽以下となりました。また、施設の稼働時の環境保全措置として、航空障害灯及び設備灯に鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用し、餌となる魚類の誘因及び鳥類等が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するためにライトアップは行わない計画としています。また、バードストライクの事後調査を行い、予測結果の妥当性や環境保全措置の有効性を確認する計画です。
8	地震・津波対策について 今年元日の能登半島地震は衝撃で、未知の活断層がズレ動いた。能登半島から北海道の日本海は活断層の調査無しと聞く。調査をしてからの風車建設を望む。また日本海東縁部は地震の巣と聞く。日本海は近年地震が頻発し、41 年前の日本海中部地震(M7. 7)では能代港工事中 35 名を含む 79 名が犠牲になり、	本事業における風車基礎（モノパイル、洗掘防止工）、風車タワー等の設計は、国の定めに基づいて、統一的解説（洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説）という、洋上風力に係る各種法令を統一的に整理された図書を用いて設計しています。この統一的解説の中で参照されている、土木学会指針（土木学会編・

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	開発海域はこの地震最大 11m 超の津波を観測。海域の水深 10m～30m では津波でフィルターユニットで根固めや洗堀防止で 1 基あたり 1,500t も敷き詰める石材がズレ動いたり、移動することも考えられる。風車が傾いたり、倒壊する危険もある。耐震性を検討すべきだ。事業者は数百年に一度の地震に耐え得るものにすると言葉で言うが、その根拠も示さない。41 年前の地震に耐え得る根拠を科学的に解明する様求める。	「風力発電設備支持構造物構造設計指針・同解説」、港湾基準（日本港湾協会編・「港湾の施設の技術上の基準・同解説」）等に基づき 500 年に 1 度発生するような地震波を含む各地震条件を設定して、モノパイルや風車タワーの設計を行うことで安全を確保します。 この設定条件と、それに基づくモノパイルや風車タワーの設計方法、設計計算書に関しては、第三者認証機関による審査を受け、かつ経済産業省による工事計画の審査を受けることで、妥当性・安全性の評価をいただきます。
9	騒音、低周波音について 開発区域の対岸に陸上風車で健康被害を訴える方がいます。現在稼働中の風車は能代港 20 基と陸上に多数稼働し、また建設区域に向かう沿岸に陸上最大風車が 12 基建設中で、年内に稼働予定。予測ではなく、周囲を取り囲む風車がすべて稼働した状態での測定をすることで、複合的騒音・低周波音の実態解明に資すると考える。新たな調査を求める。	騒音は物理現象となりますので、定量的なシミュレーションにて、ある程度安全側（影響が最も大きくなる条件で行う予測評価）ではあるものの精度の高い将来騒音レベルを求めることが可能です。本準備書における複合影響の予測計算は、環境影響評価において世界的に最も採用されている ISO9613-2「騒音のエネルギー伝播予測方法」によるものです。また、計算に用いている周辺の既設風車及び計画中風車からの騒音・超低周波音のデータはメーカーの実測値または計算値を、予測地点における現況の騒音・超低周波音のデータは実測値を使用しています。本事業の風車稼働時の事後調査においては、風速が安定して強く、かつ虫の鳴き声や積雪の影響が比較的少ない時期である晩秋～初冬のうち 3 日間（＝周辺の既設風車を含めたすべての風車が稼働している可能性が高い日）で実測による調査を行い、影響を確認する計画です（準備書 p. 10. 3-3、4、6、9、10 参照）。 なお、風車からの騒音・超低周波音については、環境省開催の検討会による報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会[※]）に「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」、

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		また、「風車から発生する低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」との見解が示されております。 「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(環境省)では、国内外の最新の知見や、全国 29 の風力発電施設の周辺 164 地点で得られたデータから 10 名以上の専門家による検討が行われているとともに、環境省のウェブサイトにて資料や議事録も公開されていることから、信頼できるものと認識しています。 注)「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」 https://www.env.go.jp/air/noise/wpg/conf_method.html
10	モノパイル打設法について 能代港風車建設では防音対策がされず、市内は騒然とした。 ゴムでカバーしての打設で一定の低減が図れるが、入札第3ラウンドでの松前では海中バブルカーテンを設置する、「ダブルビッグバブルカーテン」を採用するとの報道あり、2重の防音対策を望む。	モノパイル打設工事については、打設工事を行う時間帯は原則8時～18時とし、また、環境基準の超過が懸念される場合は騒音低減措置を実施する計画です。さらにモノパイル打設工事の開始前に、作業時間や作業内容について周辺住民、地元自治体等に丁寧に周知、説明を行う計画としています。 「北海道松前沖における協議会」^{注1}で述べられた海中バブルカーテンについては、海外で用いられるモノパイル打設時の水中音を低減する措置のひとつ^{注2}ですが、気中の騒音を低減する措置ではありません。本事業においては、モノパイル打設の水中音の環境保全措置としてソフトスタート^{注3}を適用することで、魚類・海棲哺乳類が水中音の影響範囲から忌避するために必要な時間を確保し、モノパイル打設の水中音の影響を低減させることが可能と考えております。 注1)「北海道松前沖における協議会」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/k_hokkai

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		do.matsumae.html 注 2) Defingou. Maria, et al. (2019) : PHAROS4MPAs- A REVIEW OF SOLUTIONS TO AVOID AND MITIGATE ENVIRONMENTAL IMPACTS OF OFFSHORE WINDFARMS. 注 3) 打設開始時の打撃力を弱く設定し、一定 時間経過後に所定の打撃力で打撃する工法。欧 州の洋上風力の基礎工事で海棲哺乳類等の海 生生物への影響を軽減するために用いられる 工法。
11	バードストライク調査法について 海面とブレード下端の高さ 27m を基準で調査、重要 種調査で高度 M（ブレード回転内）での犠牲の多数 は重要種である。 定点調査 642 例中、ミサゴ 208 例（32%）、カモ類 （53%）、スポットセンサス調査 213 例中、ミサゴ 63 例、カモ類 60 例（28%）など、準絶滅危惧種のミサ ゴやカモ類が大半である。 特にミサゴは数も少ないうえ、この近辺で 4 年間で 4 羽が犠牲に。 カモ類は小友沼に多数飛来し、非常に心配だ。 27m が妥当か検証が必要と考えられる。当初想定高 さ 37m と専門家が推奨する 50m で再度調査を願う。 （海上での犠牲数の把握が困難なことから、低減可 能な高さを行政側も調査を願う） 事業者は説明会で「鳥類が風車に衝突、誘引される 可能性を低減するなどの対策を講じたい」としてい る。是非再調査を願う。	現地調査のスポットセンサス調査・定点調査で ミサゴやカモ類の風車ブレード高さ（高度 M） の飛翔は確認されているものの、準備書 p. 10. 1. 8-128～180 の飛翔図のとおり、ミサゴ の飛翔位置は米代川周辺及び海岸周辺、カモ類 の飛翔位置は内陸側が主となっており、本事業 の風車設置予定位置である沖合への飛翔数は 多くありません。なお、現地調査で確認された 重要種については、飛翔軌跡及び高度等から衝 突回数を定量的に予測しています（準備書 p. 10. 1. 8-195 参照）。 本事業では鳥類の環境保全措置として、航空障 害灯及び設備灯に鳥類を誘引しにくいとされ る閃光灯を採用し、餌となる魚類の誘因及び鳥 類等が夜間に衝突・誘引する可能性を低減す るためにライトアップは行わない計画としてい ます。また、鳥類及びバードストライクの事後 調査を行い、予測結果の妥当性や環境保全措置 の有効性を確認する計画です（準備書 p. 10. 3- 7～8 参照）。
12	ハタハタやサクラマスについて 米代川河口はハタハタやサクラマスの漁場であり、 漁民の方々は風車の出す騒音や振動、低周波音が魚 類に与える影響を大変心配している。特にサクラマ スは建設区域を成長場所にし、大きくなり川を遡上 する魚。米代川は日本有数の釣り場で全国から釣り 人が集まる川。風車により数の減少や遡上が妨げら れれば死活問題。法定協議から除外された内水面漁	本事業の風車稼働の水中音に伴うハタハタ、サ クラマスへの影響については、準備書 p. 10. 1. 9-36～37 及び 10. 1. 9-45～46 のとお り、風車稼働の水中音によりハタハタ、サクラ マスの聴覚損傷等が起こり得る影響リスク及 び影響範囲はほとんど無いと予測されてお ります。しかしながら、風車稼働による水中音の 予測には不確実性を伴うため、水中音・魚類の

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	協への補償問題や協議の場をどのように考えていますか。	事後調査を実施する計画です（準備書 p. 10. 3-3、4、6、9、10 参照）。 なお、法定協議会の下に実務者会議として今年度より設置された「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会 漁業影響調査検討委員会」^注は、事業者と海面漁業者の他に、秋田県内水面漁業協同組合連合会殿、米代川水系サクラマス協議会殿、及び秋田県鮭鱒増殖協会殿も当検討委員会の構成員に含まれております。検討委員会においては、ハタハタやサクラマスを含む重要な漁業生物等を対象とした漁業影響調査の手法等について検討します。漁業影響調査の検討のために漁業関係者の皆様からご意見をいただく機会を設けるほか、漁業共生策に関する協議も行う予定です。 注）「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会 漁業影響調査検討委員会（第1回）」の開催について（秋田県 HP） https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/84292
13	表 4. 1-1 で水環境の影響が評価の選定項目の存在や稼働時に入っていない。しかし施設からの汚染の可能性が残るので環境保全の立場から継続的に観測の必要があると思います。 大型風車 25 基を設置後に風車が海域に対してどのように影響を与え、その結果環境保全や現況復帰を将来どうするかを対象と比較する具体策が不明です。明確にして海域の自然保護に努めてください。 ハタハタへの影響を水深が違うので影響が少ないだろうと予測し影響なしと判断するのは無責任で軽率です。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）において、風力発電の施設の稼働に伴う水の汚れは「外部への生活排水の排出は少ないと想定されることから、参考項目として選定しない」、風力発電の施設の稼働に伴う富栄養化は「一般的な事業の内容により、全窒素及び全リン濃度を増加させる物質の使用は少ないと想定されることから、参考項目としては設定しない」とされており、風力発電所の環境影響評価の参考項目になっておりません。本事業においても発電施設から海域への生活排水の排出や全窒素及び全リン濃度を増加させる物質の使用がないことから、施設稼働時の水質は環境影響評価項目に含めておりません。 本事業の風車 25 基設置時の地形改変及び施設の存在・施設の稼働に伴う影響、及びその予測・評価の結果は準備書の第 10 章 環境影響評価

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		の結果 10. 1. 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果に、環境保全に係る具体策は 10. 2. 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）に記載しております。 ハタハタについては、準備書 p. 10. 1. 9-20～30 及び 10. 1. 9-34～46 のとおり、ハタハタの生息場所からの考察に加え、工事に伴う水の濁り及び水中音、洋上風力発電施設が存在及び風車稼働時の水中音が与える影響の予測・評価を行っております。なお、ハタハタは秋田県の重要水産資源ですので、工事中及び風車稼働後の事後調査で魚類一般とはまた別に本事業の影響を確認する計画であるとともに、前述の漁業影響調査検討委員会においても海面漁業者等と協議を重ねて調査の計画を進めてまいります。
14	福島県で早々に撤去した洋上風力発電機の撤去費用は 3 基で 50 億円かかっています。環境省の進める環境保全のための現況復帰の費用を自治体で管理する体制を具体的なプランを計画お願い致します。	本事業は、再エネ利用法に基づき運転終了後に風力発電機を撤去する計画としており、また、その費用は本海域の公募占用指針の規定に基づき、当合同会社が全額を確実に確保することとしております。撤去費用の確保の確実性については、本海域の公募時に国においても確認されております。
15	台風・暴風の対策ですが、海上であると部本や本体の離散範囲が広く回収や復旧が困難になります。 タワーやナセル部に使われるグラスファイバーは塩水に弱く劣化/破損し海中に飛散すると甚大な被害が出ます。 海産物の汚染や現況復帰不可能な状態となり日本海に広く被害が拡散する可能性があります。 どう対応されるのでしょうか。 大型風車の暴風時の風洞試験は済んでいますか。 大型風車の大規模の稼働実績がありませんし稼働時の防災対策として含めて予想と対策して頂きたいです。	土木学会指針（土木学会編・「風力発電設備支持構造物構造設計指針・同解説」）、IEC 規格（国際電気標準会議が制定する国際規格）に則り暴風条件（極値風速）を設定し、支持構造物、風車（ナセル、ブレード）の設計を行います。この設定条件と、それに基づく支持構造物、風車の設計方法、設計計算書に関しては、第三者認証機関による審査を受け、かつ経済産業省による工事計画の審査を受けることで、妥当性・安全性の評価をいただきます。 したがって、運転中に風車が台風等で損傷し飛散することは想定されません。 運転中は、風速が風車のカットアウト風速に達すると風車は運転を自動的に停止し、安全を確保します。また、台風通過後は臨時点検を実施

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		することを計画しています。
16	バードストライクの対策が具体的ではありませんが、死骸が海洋に離散します。生息数の不足分を補う具体的なプランを追記お願い致します。	鳥類の環境保全措置については、準備書 p. 10. 1. 8-268 のとおり、航空障害灯及び設備灯に鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用し、餌となる魚類の誘因及び鳥類等が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するためにライトアップは行わない計画としています。また、バードストライクの事後調査を行い、予測結果の妥当性や環境保全措置の有効性を確認する計画です。
17	水深 15～30m の設置ですが藻場として水産資源のバックグラウンドになっている重要な地域です。潮流の動きにも影響が少なからず出てきますがそれが少ないか多いかは調査しないとわかりません。工事前と工事後の藻場の変化を公開して下さい。	準備書 p. 10. 1. 11-6 のとおり、現地調査の結果、対象事業実施区域の海底部は砂質海底であり、海藻草類及びその生育の場となる藻場は確認されませんでした。また、準備書 p. 10. 1. 4-43～147 において、対象事業実施区域及びその周辺の流況を踏まえた工事中の水の濁りシミュレーションを実施しております。その結果、工事中の水の濁りは施工場所付近に限定されており、既存文献で藻場が確認されている岩館沿岸や能代港周辺の消波ブロックまで到達しないと予測されたことから、本事業の海藻草類及び藻場への影響は極めて少ないと考えられます。 事後調査では、海藻草類を含めた風車基礎等への付着生物の調査を含めております。なお、調査結果をとりまとめた報告書については、国、秋田県及び関係市町にご確認いただいたのち、公表する予定です。
18	鳥類の生息環境 日本野鳥の会秋田県支部をはじめとする複数の保護団体が、鳥類の生息環境に与える悪影響について既に懸念を表明しています 1)。わたしもその懸念を共有します。 八郎潟や小友沼の野鳥の様子は YouTube でたくさん見ることができます 2)。 隣接する新能代風力発電所 (2. 3MW×7 基) の事後調査では、運転開始から 2 年間で 74 個体の死骸・痕跡が確認され、そのうち少なくとも 30 個体はプレ	本事業の風車機種・配置及び現地調査結果に基づく重要種の推定年間衝突回数の予測結果は、準備書 p. 10. 1. 8-195 のとおり、環境省モデルで 0～0. 095 回/年、由井・島田の球体モデルで 0～0. 20 回/年となっており、いずれの種も発電所全体で 5 年に 1 羽以下となりました。本事業は洋上での実施のため、バードストライクの死骸調査の実施は困難ですが、目視観察及びカメラ、センサー等によるバードストライクの事後調査を行い、調査結果については公表する計画

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	ードやタワーに衝突した可能性が高いと判定されています 3)。おそらく、残りの 44 個体についても羽などの痕跡が残っており、断定はできないが風車に衝突した後、瀕死でいるか死んでしまった状態で、スカベンジャーにその場で食べられたか、持ち去られたということだろうと思います。 新能代風力発電所については、準備書の補足資料がインターネットで閲覧できます 4)。同資料で同地にあった（旧）能代風力発電所で実際に起きたバードストライクの様子がわかります。 それによると、「バードストライク等の調査結果は各月 3 日×2 回で 12 ヶ月、すなわち 72 日間で 50 例を記録した」とあります（p. 30）。第 6 図（1）～（3）では風車と死骸の位置関係が分かります。別添 2-1～2-9 では、「死骸等の写真」を見ることができます。 貴社は事後調査を予定しているようですが、少なくとも、上記資料程度の詳しい内容を報告書として提出してください。また、自然保護団体の協力を得るなどして、調査に最大限の客観性を持たせてください。さらに、常時監視システムを導入するなどして、データの正確性を確保してください。 その他、上記の資料では、「オオタカの営巣地放棄」の可能性についても触れられています（p. 11）。 1) 「（仮称）八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書（その 2）」 http://tantyoakita.la.coocan.jp/2021-1004-25PDF.pdf 2) 「渡り鳥、一斉に飛び立つ 中継地・能代市の小友沼」（秋田魁新報） https://www.youtube.com/watch?v=s0B40EzYw2E 3) 「新能代風力発電所、少なくとも 30 個体は風車に衝突か 東北電力バードストライク調査 2024. 04. 06」（北羽新報） https://www.hokuu.co.jp/?p=17497 4) 「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書補足説明資料 令和 2 年 4 月 東北自然エネルギー株式会社」（令和 2 年第 1 回風力部会資	です。事後調査の結果については地元の鳥類の専門家にご意見を頂き、客観性を確保する予定です。 なお、オオタカについては現地調査でも確認されていますが、本事業の風車は沿岸から約 2km 沖合に位置しており、内陸を生息環境とするオオタカの繁殖行動を阻害する可能性は極めて低いと考えられます。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	料) https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/pdf/2020_001_02_01_02.pdf	
19	離隔距離 すでに対象事業実施区域周辺には、多数の風車が配置され景観を著しく害しています。能代市や八峰町に住む方にとって、日本海の大海原こそ最大の景観資源ではないでしょうか。 欧米に倣って離岸距離を 22.2km 以上取るべきです 5)。 同論文から引用します。「日本国内の一般海域の洋上風車の事業では、水深、風況、区画・定置漁業権区域、底引き網禁止ラインの陸側、漁礁・藻場、自然公園周囲、船舶航行分布域の条件の下で、政府が「促進区域」を定める。しかし、景観と生態系は条件に入っていない」。アンダーラインは私が引きました。 5)「洋上風力発電施設の景観に関わる「海洋計画」と離岸距離に関する国際比較-洋上景観保護のための風車ゾーニングと最小離岸距離に関する調査-」宮脇勝、公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集 Vol. 57 No. 3, 2022 年 10 月 https://www.jstage.jst.go.jp/article/journalcpij/57/3/57_546/_pdf/-char/ja	本事業の事業実施区域は、再エネ海域利用法に基づき国が指定した促進区域内と同範囲で設定しています。風車配置は促進区域内において住居からの離隔をできるだけ確保して設定しています。 洋上に風車を建てる事業であるため、橋梁や港湾設備工事と同様、景観そのものは変わらざるを得ませんが、本事業では「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成 25 年、環境省)等を参考に以下の環境保全措置を実施することで、景観への影響が可能な限り小さくなるよう計画しております。 ・風車の設置位置を主要な眺望点等から可能な限り離隔した。 ・風車の塗色は、周囲の環境と調和しやすい灰白色系とする。 ・風車を海岸線や既設の風車と平行に 2 列で整然と配置し、風車機種・配色も統一する。
20	図書の常時公開と印刷 環境影響評価図書は縦覧期間終了後も閲覧できるようにしてください。他社ではそのようにしているところもあります。住民との合意形成を図る上で重要だと思います。また、ディスプレイ上で細かい字を見続けることができない人もいます。印刷できるようにしてください。	環境影響評価法第 16 条において、準備書の縦覧は公告の日から起算して 1 月間と規定されておりますが、本準備書はそれより長い 37 日間の縦覧期間としました。 環境影響評価図書の常時公開と印刷については、著作権保護及び二次利用防止の観点から控えさせていただきます。何卒ご理解をお願いいたします。
21	個人情報 大垣警察市民監視違憲訴訟 6) をご存知でしょうか。貴社は、説明会に参加した人や、意見書、要望書を提出した人や団体の構成員の個人情報を警察との間で共有(提供したり、されたり)したことはあり	本事業の方法書手続き及び準備書手続きにおいては、説明会へご参加の際や意見書をご提出の際に、お名前やご住所を記入いただいておりますが、手続きを行う中で得たそれらの個人情報を、警察へ提供したことはございません。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	ますか。 6) 大垣警察市民監視事件の資料（「ものをいう」自由を守る会） https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/%E4%BA%8B%E4%BB%B6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%B3%87%E6%96%99/	また、警察より個人情報を提供されたこともございません。
22	バードストライク統計の問題 環境アセスを担う東北電力の能代風力リブレースでの評価報告書において、カモ類、ミサゴ、ハイタカ、オオタカが環境モデルと由井・島田モデルの予測を大幅に超過している。これらは、僅か2年の観察で明らかになったもの。 「アセス時の年間予測衝突数を大きく上回る」としているが、その後の継続調査が不要なことから、犠牲数の把握に役立たない。問題ありの場合は継続調査がなされるべきだ。陸上では調査の仕方は有るが洋上の把握は困難である。風車1基1台の監視カメラを付け、監視にあたり実態を掴み重要種の場合は関係機関に報告を義務付けることを望む。	事後調査では目視観察及びカメラまたはセンサー等によるバードストライク調査を計画しております。カメラ等を設置する風車は海岸線に沿った渡りルートを考慮して北端及び南端、陸域から洋上に飛翔する鳥類を考慮して岸側及び沖側とし、計4ヵ所の風車を対象に配置する計画としております。事後調査の結果により、環境影響の程度が著しい（予測結果を大幅に超過した場合や鳥類や海生生物等が大幅に減少した場合）ことが明らかとなった場合には、専門家等の指導・助言を得た上で対策の検討を行うこととしています。なお、調査結果をとりまとめた報告書については、国、秋田県及び関係市町にご確認いただいたのち、公表する予定です。

秋田魁新報

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧と説明会を開催いたします。

一、事業者の名称/合同会社八峰能代沖洋上風力

代表者の氏名/代表社員 ENEOSリニューアブル・

エナジー株式会社 職務執行者 田中信昭

事務所の所在地/東京都港区六本木6丁目2番31号

六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称/(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業

種類/風力発電所設置事業(洋上)

規模/発電設備出力 35・6万キロワット

三、対象事業実施区域/

秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲/

秋田県能代市、八峰町

五、縦覧の場所・時間/

能代市役所本庁舎行政情報コーナー

八峰町役場商工観光課カウンター

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧/https://www.eneos-rc.com/

期間/令和6年8月8日(木)から9月13日(金)

六、説明会の場所・日時/

八峰町文化交流センター「ファガス」/

令和6年8月23日(金)午後6時30分から8時30分

能代山本広域交流センター/

令和6年8月24日(土)午前10時から午後12時

七、意見書の提出/

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から

の意見を書面により提出することができます。縦覧場所

に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を日本語でこ

記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、令和

6年9月27日(金)までに問い合わせ先へ郵送(当日消

印有効)ください。

八、問い合わせ先/

東北電力株式会社 再生可能エネルギー部

〒980-8550

宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号

電話022(799)2250 午前9時から午後5時

(土、日、祝日を除く)まで (担当)瀧・佐藤(随)

秋田魁新報(2024年8月8日 朝刊)

縦覧・説明会に関する内容変更のお知らせ

「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧と説明会開催について、令和6年8月8日に新聞公告でお知らせいたしましたが、内容の一部誤りがございましたのでお知らせいたします。地域の皆様にはご迷惑をおかけいたしましたことお詫言申し上げます。

【変更内容】

・事務所の所在地/秋田県能代市元町4番6号マルヒビル

ディング2階A号室

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧と説明会を開催いたします。

一、事業者の名称/合同会社八峰能代沖洋上風力

代表者の氏名/代表社員 ENEOSリニューアブル・

エナジー株式会社 職務執行者 田中信昭

事務所の所在地/秋田県能代市元町4番6号マルヒビル

ディング2階A号室

二、対象事業の名称/(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業

種類/風力発電所設置事業(洋上)

規模/発電設備出力 35・6万キロワット

三、対象事業実施区域/

秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲/

秋田県能代市、八峰町

五、縦覧の場所・時間/

能代市役所本庁舎行政情報コーナー

八峰町役場商工観光課カウンター

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧/https://www.eneos-rc.com/

期間/令和6年8月8日(木)から9月13日(金)

六、説明会の場所・日時/

八峰町文化交流センター「ファガス」/

令和6年8月23日(金)午後6時30分から8時30分

能代山本広域交流センター/

令和6年8月24日(土)午前10時から午後12時

七、意見書の提出/

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から

の意見を書面により提出することができます。縦覧場所

に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を日本語でこ

記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、令和

6年9月27日(金)までに問い合わせ先へ郵送(当日消

印有効)ください。

八、問い合わせ先/

東北電力株式会社 再生可能エネルギー部

〒980-8550

宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号

電話022(799)2250 午前9時から午後5時

(土、日、祝日を除く)まで (担当)瀧・佐藤(随)

秋田魁新報(2024年8月9日 朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧と説明会を開催いたします。

- 一、事業者の名称／合同会社八峰能代沖洋上風力
代表者の氏名／代表社員 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 職務執行者 田中信昭
事務所の所在地／東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階
- 二、対象事業の名称／(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業
種類／風力発電所設置事業(洋上)
規模／発電設備出力 35・6万キロワット
- 三、対象事業実施区域
秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合
- 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲／
秋田県能代市、八峰町
- 五、縦覧の場所・時間
能代市役所本庁舎行政情報コーナー
八峰町役場商工観光課カウンター
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧／<https://www.eneos-re.com/>
期間／令和6年8月8日(木)から9月13日(金)
- 六、説明会の場所・日時
八峰町文化交流センター「ファガス」
令和6年8月23日(金)午後6時30分から8時30分
能代山本広域交流センター
令和6年8月24日(土)午前10時から午後12時
- 七、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を日本語で記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、令和6年9月27日(金)までに問い合わせ先へ郵送(当日消印有効)ください。
- 八、問い合わせ先
東北電力株式会社 再生可能エネルギー部
〒980-8550
宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号
電話022(799)2250 午前9時から午後5時
(土、日、祝日を除く)まで (担当) 瀧・佐藤(隆)

北羽新報 (2024 年 8 月 8 日 朝刊)

縦覧・説明会に関する内容変更のお知らせ

「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧と説明会開催について、令和6年8月8日に新聞公告でお知らせいたしましたが、内容に一部誤りがございましたのでお知らせいたします。地域の皆様にはご迷惑をおかけいたしましたことお詫言申し上げます。

【変更内容】
・事務所の所在地／秋田県能代市元町4番6号マルヒコビル
ラング2階A号室

- 一、事業者の名称／合同会社八峰能代沖洋上風力
代表者の氏名／代表社員 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 職務執行者 田中信昭
事務所の所在地／秋田県能代市元町4番6号マルヒコビルラング2階A号室
- 二、対象事業の名称／(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業
種類／風力発電所設置事業(洋上)
規模／発電設備出力 35・6万キロワット
- 三、対象事業実施区域
秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合
- 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲／
秋田県能代市、八峰町
- 五、縦覧の場所・時間
能代市役所本庁舎行政情報コーナー
八峰町役場商工観光課カウンター
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧／<https://www.eneos-re.com/>
期間／令和6年8月8日(木)から9月13日(金)
- 六、説明会の場所・日時
八峰町文化交流センター「ファガス」
令和6年8月23日(金)午後6時30分から8時30分
能代山本広域交流センター
令和6年8月24日(土)午前10時から午後12時
- 七、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を日本語で記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、令和6年9月27日(金)までに問い合わせ先へ郵送(当日消印有効)ください。
- 八、問い合わせ先
東北電力株式会社 再生可能エネルギー部
〒980-8550
宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号
電話022(799)2250 午前9時から午後5時
(土、日、祝日を除く)まで (担当) 瀧・佐藤(隆)

北羽新報 (2024 年 8 月 9 日 朝刊)

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 ウェブサイト

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

English

🔍 リイト内検索

📧 お問い合わせ

企業情報 再生可能エネルギー 地域とともに サステナビリティ ニュース 採用情報

🏠 ホーム 📄 ニュース 📄 採用情報 📄 お問い合わせ 📄 投資家情報 📄 環境情報 📄 社会貢献情報 📄 情報セキュリティ

ニュース

2024年8月8日 更新

『(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書』の縦覧について

合同会社八峰能代沖洋上風力（ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社（代表企業）、イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン株式会社、東北電力株式会社）は、環境影響評価法に基づき、『(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書』（以下、準備書）を令和6年8月8日付で経済産業大臣に届け出るとともに、秋田県知事、能代市長及び八峰町長に送付しました。

準備書について、以下の通りに公表し、説明会を開催いたします。

[▼ 準備書の縦覧について](#) [▼ 予定説明会](#) [▼ 意見書の提出について](#) [▼ お問い合わせ先](#)

準備書の縦覧について

公開場所

施設名（住所）	公開時間
八峰町役場 商工観光課 （秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118）	土、日、祝日を除く開館・開庁時間に準じます
能代市役所 行政情報コーナー （秋田県能代市上町1番3号）	

縦覧期間

2024年8月8日（木）～2024年9月13日（金）
（土、日、祝日を除く開館・開庁時間に準じます）

インターネットによる縦覧

準備書及び要約書は、2024年8月8日（木）から2024年9月13日（金）午後5時まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードは出来かねますこと、ご了承ください。

※「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますこと、ご留意願います。

※ブラウザは、Chrome、Edge、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer は対象外です。

ENEOS リニューアル・エナジー株式会社 ウェブサイト (続き)

準備書	
表紙目次	 詳細はこちら
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 詳細はこちら
第2章 対象事業の目的及び内容	 詳細はこちら
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	 詳細はこちら
3-1 自然的状況	 詳細はこちら
3-2 社会的状況	 詳細はこちら
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	 詳細はこちら
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	 詳細はこちら
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	 詳細はこちら
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	 詳細はこちら
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	 詳細はこちら
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	 詳細はこちら
第10章 環境影響評価の結果	 詳細はこちら
10.1.1～10.1.3 騒音、超低周波音、振動	 詳細はこちら
10.1.4 水の濁り	 詳細はこちら
10.1.5 地形及び地質	 詳細はこちら
10.1.6 風車の影	 詳細はこちら
10.1.7 水中音	 詳細はこちら
10.1.8 コウモリ類、鳥類	 詳細はこちら
10.1.9 魚類、底生動物、魚卵稚仔類、海棲哺乳類、海棲爬虫類	 詳細はこちら
10.1.10 砂丘植物	 詳細はこちら
10.1.11 海藻草類	 詳細はこちら
10.1.12 景観	 詳細はこちら
10.1.13 産業廃棄物	 詳細はこちら
10.2～10.5 保全措置、事後調査、総合評価、専門家助言	 詳細はこちら
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 詳細はこちら
第12章 その他環境省令で定める事項	 詳細はこちら
要約書	 詳細はこちら

ENEOS リニューアル・エナジー株式会社 ウェブサイト（続き）

住民説明会

会場（住所）	日時
八幡町文化交流センター「ファガス」 （山本郡八幡町八森字中浜196-1）	2024年8月23日（金） 午後6時30分から午後8時30分まで
船代山本広域交流センター （船代市常盤緑地3-2）	2024年8月24日（土） 午前10時から午後12時まで

意見書の提出について

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、住所、氏名、ご意見を日本語でご記入の上、以下のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- (1) 施設場所に備え付けの意見書箱に投入（2024年9月27日（金）まで）
 (2) 下記当社宛に郵送（2024年9月27日（金）（当日消印可））

〒980-8550 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
 東北電力株式会社 再生可能エネルギー部 宛

※なお、電話によるご意見の受付は出来かねますこと、あらかじめご了承ください。

意見書用紙



お問い合わせ先

ENEOS リニューアル・エナジー株式会社
 海上風力事業本部 海上風力開発第3部
 担当者：岩渕
 電話：03-6455-4900（代表）
 （土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

秋田県 ウェブサイト

 分野から探す	 目的から探す	 部署から探す	 事業者の方	 防災
--	--	--	---	--

このページの現在位置：[ホーム](#) > (仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業

コンテンツ番号：30736 更新日：2024年08月08日

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価の概要

項目名		内容
事業名		(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業
事業者		合同会社八峰能代沖洋上風力
事業の種類		風力発電所の設置（洋上）
対象法令等		環境影響評価法
事業実施場所		秋田県能代市及び八峰町の地先海域
関係地域		能代市 八峰町
事業の規模		出力 最大約36万kW
配付書	公表日	平成29年12月25日
	縦覧期間	平成29年12月26日～平成30年1月30日
	縦覧場所	能代市役所行政情報コーナー 八峰町役場企画財政課企画体カウンター
	インターネットによる 公表	事業者ウェブサイト（公開終了しました）
	意見提出期限	平成30年1月30日（当日消印有効）
	知事意見	平成30年3月26日（添付資料のとおり）

秋田県 ウェブサイト（続き）

方は書	公告日	平成30年8月12日
	販賣期間	平成30年8月13日（月）～平成30年9月12日（水）
	販賣場所	能代市役所行政情報コーナー 八幡町役場企画財政課企画係カウンター
	説明会の場所・日時	〔1〕能代山平広域交流センター ①平成30年9月8日（土）午前10時30分から午後12時 ②平成30年9月8日（土）午後2時から午後3時30分 〔2〕八幡町文化会館センター「ファガス」 平成30年9月9日（日）午前10時から午前11時30分 〔3〕峰田地区文化会館センター「峰田館」 平成30年9月9日（日）午後3時30分～午後5時
	インターネットによる公表	市議会ウェブサイト（公開終了しました）
	意見提出期間	平成30年9月26日（当日消却有効）
	意見数	6通（54件）
	知事意見	平成31年1月16日
方は書 （再議院）	公告日	令和3年8月20日
	販賣期間	令和3年8月20日（金）～令和3年9月21日（水）
	販賣場所	能代市役所 行政情報コーナー 八幡町役場 企画財政課
	説明会の場所・日時	〔1〕八幡町文化会館センター「ファガス」 令和3年9月3日（金）午後6時から7時30分 〔2〕能代山平広域交流センター 令和3年9月4日（土）午前10時30分から12時
	インターネットによる公表	市議会ウェブサイト（公開終了しました）
	意見提出期間	令和3年10月5日（当日消却有効）
	意見数	4通（51件）
	知事意見	令和4年1月4日

秋田県 ウェブサイト（続き）

法務省	公告日	令和6年8月8日
	縦覧期間	令和6年8月8日～令和6年9月13日
	縦覧場所	総代平後所中庁審判部係コーナー 八幡町立橋南工観光課カウンター
	インターネットによる公表	民事審判ウェブサイト
	説明会開催日・場所	八幡町文化芸術センター「フェリス」 令和6年8月23日（金）午後6時30分から8時30分 総代山本赤城岡センター 令和6年8月24日（土）午前10時から12時
	意見提出期限	令和6年9月27日（当日消印有効）
	意見数	
評議会	公聴会開催日・場所	
	初事意見	
	公告日	
評議会	縦覧期間	
	縦覧場所	
	縦覧時間	
事業審判	事業審判日	
	事業終了時期 （予定）	
事業計画書	提出日	
	公表方法等	

ダウンロード

- ・[記帳簿取寄せ書](#) 
- ・[方法書取寄せ書](#) 
- ・[方法書（再査察）取寄せ書](#) 

資料資料をダウンロードするにはユーザ名とパスワードが必要となります。
[詳しくはユーザ名とパスワードを教えてください。](#)（別添1添付資料を参照してください。）

「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧と説明会の開催

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧と説明会を開催します。

事業者

名称：合同会社八峰能代沖洋上風力

代表者氏名：代表社員 E

NEOSリニューアブル・エナジー株式会社

職務執行者 田中 信昭

事務所の所在地 〒106

10032 東京都港区

六本木6丁目2番31号

六本木ヒルズノースタワー

15階

対象事業

名称：八峰能代沖洋上風力

発電事業

種類：風力発電所設置事業

(洋上)

規模：発電設備出力35・6

万kw

実施区域 秋田県能代市沖

合及び山本郡八峰町沖合

縦覧

場所・時間：八峰町役場商

工観光課(土日祝日を除

く開庁時)

電子縦覧：[https://www.e-](https://www.e-neos-re.com/)

neos-re.com/

期間：8月8日(木)～9月

13日(金)

説明会

場所：①八峰町文化交流センターファガス、②能代山本広域交流センター

日時：①8月23日(金)午後

6時30分～8時30分、

②8月24日(土)午前10時

～正午

意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができま

す。

縦覧場所に備え付けの

意見書に、氏名・住所・

意見を日本語でご記入の

うえ、備え付けの意見箱

に投函くださるか、令和

6年9月27日(金)までに

間い合わせ先へ郵送(当

日消印有効)ください。

☒ 東北電力株式会社再

生可能エネルギー部

〒980-8550 宮

城県仙台市青葉区本町一

丁目7番1号(☎022

1799-2250) 瀧

・佐藤(隆)・土・日・祝

日を除く午前9時から午

後5時

「広報はっぼう」2024年8月号

合同会社八峰能代沖洋上風力より訂正とお詫び

「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧と説明会開催について、8月号にてお知らせいたしましたが一、一部記載に誤りがございましたのでお知らせいたします。地域の皆様にはご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

●変更内容

事業者

合同会社八峰能代沖洋上風力

○事務所の所在地

(訂正後) 秋田県能代市

元町4番6号マルヒコビ

ルデング2階A号室

☒ 東北電力株式会社再

生可能エネルギー部

(☎022-1799-12

250) 瀧・佐藤(隆)・

土・日・祝日を除く午前

9時から午後5時

「広報はっぼう」2024年9月号

縦覧および説明会

合同会社八峰能代沖洋上風力が計画する、(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業の環境影響評価準備書の縦覧や説明会を行います。

●縦覧

日 8月8日(休)～9月13日(金)

(閉庁日除く)

場 本庁舎行政情報コーナー

※電子縦覧も可

●説明会

日 8月

・ 8月24日(土)午前10時～正午

能代山本広域交流センター

問 東北電力株式会社 再生可能エネルギー部

TEL 022・799・2250



「広報のしろ」2024年8月号

縦覧状況



八峰町役場



能代市役所

ご意見記入用紙

「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」

意見記入用紙

「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入の上、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の間合せ先へ郵送にて送付ください。

＜問合せ先＞ 東北電力株式会社 再生可能エネルギー部
〒980-8850 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
電話 022 (799) 2250 午前9時から午後5時まで (担当) 藤・佐藤(陸)

※提出期限：ご意見は、令和6年9月27日（金）までにご提出ください〔当日消印有効〕。

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 ※法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名	
ご 住 所 ※法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地	
準備書についての環境の保全 の見地からの意見 ※日本語により、意見の理由を含 めて記載してください。	

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

注2 この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。